

## 各種規定

### 編集規定

- 1.本誌は、日本支援対話学会の機関誌であって、1号1巻とし、年1号以上を発行する。
- 2.本誌は、原則として本会会員の支援対話学関係の研究の発表にあてる。
- 3.本誌に論文、研究レポート、実践レポート、論考、特別寄稿、書評、海外動向、学会動向、欧文要約の各欄を、必要に応じて設ける。
- 4.本誌の掲載原稿は、投稿原稿と依頼原稿とからなる。
- 5.特別寄稿、書評の依頼は、編集委員会で行う。
- 6.海外動向欄は、海外支援対話学の動向、海外支援対話学者の論文等の発表にあて、その依頼は編集委員会において行う。
- 7.学会動向欄は、学会の活動報告及び各関連学会等の活動状況の紹介にあて、その依頼は編集委員会において行う。
- 8.原稿の掲載は編集委員会の決定による。

2011年7月1日制定、2014年8月23日、2017年3月1日 改訂

### 投稿規定

- 1.本誌に発表する論文等は、いずれも他に未発表のものに限り、会員の投稿のみを認める。
- 2.他で審査中あるいは掲載予定となっているものは二重投稿とみなし、本誌での発表を認めない。
- 3.投稿する会員は編集委員会事務局に審査用原稿コピー4部もしくはデジタルファイルを送付し、原稿本体は、審査終了後編集委員会からの通知にしたがい提出する。
- 4.原稿は所定の執筆要項にしたがうこととする。
- 5.本誌に発表された論文等の著作権は日本支援対話学会に帰属する。
- 6.本誌に発表された論文等を他の著作に転載する場合には、事前に文書等で日本支援対話学会編集委員会の許可を得なくてはならない。

#### 「未発表論文」の定義について

投稿規定において含意されている既発表論文には、雑誌論文（掲載予定・投稿中のものを含む）、単行図書・単行図書所収論文（出版予定のものを含む）だけでなく、科研費報告書（あるいは、それに準ずる報告書）・修士論文・博士論文・学会報告資料を含みます。したがって、これらの論文あるいはその一部を、そのまま投稿することはできません。

ただし、既発表論文との関係については、発表のしかたによって、研究活動上の意味が異なりますので、編集委員会としては、そのことを考慮して、つぎのような取り扱いをします

①既発表論文のうち公刊されている論文、すなわち、雑誌論文、単行図書・単行図書所収論文、公刊された博士論文をもとにして書かれた、または、関連する内容の論文を投稿する場合には、これらの既発表論文すべてのコピーと、これらの論文と投稿論文の関係について説明した文書を添付してください。編集委員会で必要と認めた場合には、論文審査に入る前に、既発表論文と投稿論文の関係について点検を行います。

上記の諸論文については、引き写しに相当する部分が全体の3分の1未満で、かつ、同趣旨の内容が論文の中心

部分を占めていないと判断できる場合にのみ、投稿を受け付けます。

なお、「特別寄稿」に関しては、その特別性から、既発表論文の掲載も認めます。ただし、著作権や著作隣接権に関する許可・申請は、寄稿者の責任によって行うこととします。

② 上記以外の発表形態の論文、すなわち、科研費報告書（及びそれに準ずる報告書）・修士論文・未公刊の博士論文・学会報告資料の場合も、そのまま引き写して投稿するのではなく、議論を発展させ新たな論文にするために必要な書き直しをしてください。必要な書き直しの程度については、執筆者の裁量を尊重します。科研費報告書（及びそれに準ずる報告書）・修士論文・未公刊の博士論文・学会報告資料については、添付する必要がありませんが、この場合でも、投稿論文の注または付記では必ず言及してください。

以上の手続きは、研究水準の維持・向上、および、会員の皆さんの研究の発展過程に対して、本誌の編集・刊行が、より適合的なものになることを目指して定めるものです。

2013年11月23日、2017年3月1日 改訂

### 執筆要綱

本誌には、論文、研究レポート、実践レポート、論考、特別寄稿、書評、海外動向、学会動向、欧文要約の各欄を、必要に応じて設ける。各欄の条件は下記の通り。

1. 論文、実践レポート、論考の分量は次のとおりにする。分量計算は全て文字数を単位とする。

- 1) 論文は、8,000字以上20,000字以内とする。
- 2) 研究レポート、実践レポートは、12,000字以内とする。
- 3) 論考は、10,000字以内とする。

2. 特別寄稿、書評、海外動向、学会動向欄は依頼原稿のため、分量については編集委員会が依頼時に適当と定める分量とする。

3. 掲載されるすべての文章には、本文(図表等を含む)のほか、表題紙、邦文要約、欧文要約、およびキーワードを添付すること。

- 1) 表題紙には、題名の全文、著者名、所属のみを記す。
- 2) 邦文要約は、600字以内のものを本文の前に添付する。
- 3) 欧文要約は、論文は300語以内、実践レポートは200語以内とする。
- 4) キーワードは、邦語・欧語各3語にて邦文要約・欧文要約の後に各々記載する。
- 5) 本文には、見出し、小見出し、注、文献リスト、図表までを含めるとし、これらを合計した文字数が前条の分量におさまらなくてはならない。表題紙、邦文要約、欧文要約、およびキーワードに使用された文字数については、この制限外とする。

※欧文要約は執筆者の責任でネイティブチェックを行うものとする。

翻訳業者に頼む場合の費用は執筆者負担とする。

参考) Text <http://www.text-edit.com/>

Forte <https://www.forte-science.co.jp/>

enago <http://www.enago.jp/>

4. 原稿の書式は以下のとおりである。

原稿はA4判の用紙を使って、40字×40行で印字する。

注と文献リストを別にする。参照文献の本文、注等における挙示は、著者名(発行年:ページ数)、または、(著者名発行年:ページ数)とする

参照文献は、著者名、発行年、題名、出版社の順に記述すること。欧文の書名はイタリック体にするか、または下線を引くこと。

5.注は、本文中の該当箇所の右肩に上付き文字で順に1)と番号をうち、注自体は本文の後にまとめて掲載する。

6.図表は順に番号をうち、本文中に挿入箇所を指示すること。著作権者の了解を得ることなく、他者の図版を転用してはならない。

付記

投稿およびその他の通信は、

〒104-0061 東京都中央区銀座6-6-1

一般社団法人日本支援対話学会「支援対話研究」編集委員会宛

をお願いいたします。

\*メールでの送付の場合、[info@adsoj.org](mailto:info@adsoj.org) までお送りください。

2012年5月1日制定、2018年10月25日、2022年1月1日改訂

## 査読規定

### 1. 審査対象

『支援対話研究』執筆要項に定める投稿論文を対象とする。

### 2. 担当編集委員

編集委員会は、当該論文の研究分野に応じて、担当編集委員2名を選任する。

投稿原稿については、査読前に編集委員会は執筆者と、論文、研究レポート、実践レポート、論考のどのカテゴリーへの投稿とするのかを合意する。なお、査読の結果、このカテゴリーは変更されることもあるが、その場合には、編集委員会は執筆者に合意を取るものとし、合意が取れない場合には掲載されない。

依頼原稿である、特別寄稿、書評、海外動向、学会動向、欧文要約のカテゴリーについては、編集委員と査読者で合意するものとする。

### 3. 査読者

(1) 各担当編集委員は、当該論文の審査のため、学会員資格の有無を問わず、査読者2名を選任して査読を依頼する。原則として、査読者のうち1名は学術分野より、1名は実務者を選定する。ただし、やむを得ない事情がある場合には、編集委員の中から査読者を選定することを妨げない。

(2) 投稿規定・執筆要項に反する事項などは、担当編集委員が査読に先立って処理する。

(3) 査読者には投稿者名を、投稿者には査読者名を伏せる。

(4) 執筆者は事前に編集委員会に対し、査読者のうち1名を推薦することができる。ただし、編集者は必ずしも著者が推薦した査読者にコンタクトする義務はなく、執筆者の同僚や密接な共同研究者を査読者として推薦することは認められない。

### 4. 査読報告書

査読者はあくまでも執筆者と対等な関係を前提とする言葉遣いに気をつけ、主観的な価値観(あるべき論・一般論・個人的な好み)を反映させることなく、あくまでも客観的・学術的・支援的観点から、以下の項目に関する

る査読報告書を作成する。

前提として、文体はなるべく丁寧な言葉を使い、執筆者に対する敬意を示すこと。執筆者の無知・無理解を指摘するだけや「評価」のみのものではなく、不十分な場合には参考資料を示すなど、支援的な査読報告書とすること。同じ「支援対話」を研究する研究者を応援するコメントを記載すること。これらを前提として、自分が受け取った際に研究・執筆に対する動機づけになるような報告書を作成することを心がける。

(1) 査読結果についての全体評価（一つを選ぶ）

A評価：原文のまま採用

B評価：修正が必要（掲載カテゴリーの変更を含む）

C評価：大幅な修正が必要

D評価：不採用

(2) 全体評価についての意見

題目の妥当性、先行研究との関連、研究目的と成果の対応、論文構成の妥当性、独創性、データ等の信頼性、表現の妥当性など、全体評価に関する意見

(3) 修正についての意見

修正すべき又は修正が望ましい内容や箇所に関する意見

5. 査読結果の判定

(1) 担当編集委員は、査読報告書に基づき当該論文の採否を協議のうえ判定し、判定結果を編集委員会に報告する。

(2) 担当編集委員の意見が分かれて採否判定が不可能となった場合は、その旨編集委員会に諮り、編集委員会が採否を判定する。

(3) 担当編集委員が査読者の査読報告書に対し、この査読規定に照らして不適切な表現や不必要な指摘があった場合には削除することができ、投稿者に修正を依頼する必要はない。

6. 審査結果の判定

審査結果の判定は、以下のとおりとする。

(1) 採用：原文のまま『支援対話研究』に掲載する。

(2) 継続審査：投稿者に対して論文の修正を求め、1か月以内に再投稿することを要請する。その際、できる限り修正箇所を明記するよう求める。再投稿論文については、担当編集委員が修正内容・箇所を点検して協議し、修正が適切と認めるときは採用とし、それ以外は不採用とするが、必要と認めるときは再修正を求めることができる。なお、その判断が困難な場合には、査読者に再査読を依頼することができる。

(3) 不採用：投稿者に審査結果及び原稿を送付する。

(4) 修正された原稿について、査読者と担当編集委員の見解が分かれた場合には、編集委員会の決定を以って最終判定とする。

7. 審査結果及び修正依頼の通知

編集委員会は投稿者に対して審査結果及び修正依頼を通知する。修正依頼に関しては、査読者2名からの査読報告書2通を元に、修正依頼文書1通を作成し、投稿者に送付する。

8. 審査スケジュール

審査期間は、投稿論文の受付から概ね2ヶ月以内を目途とする。

(1) 投稿論文受付

- (2) 編集委員会による担当編集委員の選任：1週間以内
- (3) 担当編集委員による査読者の選定と依頼：1週間以内
- (4) 査読：4週間以内。査読が遅延した場合は、担当編集委員は査読者が辞退したものとみなし、新たな査読者を選定することができる。
- (5) 担当編集委員による査読結果についての協議及び合否判定：1週間以内
- (6) 再査読が必要な場合の期間：1週間以内。査読が遅延した場合は、担当編集委員の協議により合否判定することができる。
- (7) 編集委員会の採否判定に基づき審査結果の通知及び印刷用原稿の提出：1週間以内
- (8) 著者校正終了：1週間以内
- (9) 『支援対話研究』掲載：8週間以内

#### 9. 異議申立て

- (1) 審査の結果、不採用になった投稿論文について投稿者から2週間以内に異議申立てがあった場合は、編集委員会は速やかに判定する。  
判定は再審査、異議申立却下のいずれかとする。
- (2) 編集委員会は、判定結果を投稿者に速やかに通知する。
- (3) 再審査の場合、編集委員会は担当編集委員2名を新たに選任し、新規論文として審査する。

#### 10. 採択論文の発表

採択論文は、速やかに『支援対話研究』に掲載する。

##### 11. 査読料

査読終了後、査読者に対しては、1論文につき5千円の謝礼を支払う。また、この査読料は学会誌ないし会員会費に振り返ることができるものとする。

##### 12. 施行

この規定は、2014年5月1日から施行する。この規定施行の際、現に審査中の論文についても同様とする。

2014年5月1日制定、8月23日、9月30日、2015年5月3日、2017年3月1日 改訂